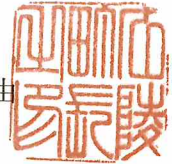


## 広陵町立真美ヶ丘中学校水泳指導等業務委託 公募型プロポーザル手続き開始の公告

広陵町立真美ヶ丘中学校水泳指導等業務委託に関して、公募型プロポーザルを実施しますので、次のとおり公告します。

令和6年3月15日

広陵町長 山村 吉 由



### 1 業務の名称

広陵町立真美ヶ丘中学校水泳指導等業務委託

### 2 募集の方法

公募型プロポーザル方式

### 3 業務の概要

#### (1) 業務の目的

現在、広陵町立真美ヶ丘中学校（以下「当該校」という。）におけるプール授業に關しましては、年間10時間程度の授業時間を確保し、実施していますが、近年の異常気象により、授業時間の確保が課題となっています。また、プール授業時間が10時間未満となる場合もあり、短時間での指導を行わざるを得ない状況となり、細やかな指導が難しい状況にあります。

このことから、水泳指導等を業務委託することにより、屋内プール施設及び移動手段を確保し、当該校における効果的で安全な水泳指導に資すること、民間の優れた創造力・技術力・経験及び実績等を活用することを目的に委託するものです。

令和7年度以降の広陵町における小中学校全校の水泳指導の民間委託の検討に向けて、令和6年度は当該校において単年度で実施します。

#### (2) 業務の内容

業務内容及び対象施設等については、別紙「広陵町立真美ヶ丘中学校水泳指導等業務委託公募型プロポーザル仕様書」のとおりです。

### 4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日

### 5 提案上限額

提案限度価格 4,266,900円（消費税額及び地方消費税額含む。）

## 6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 過去 5 年間で公私立小中学校において本業務と同種の受託実績が 1 件以上あること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 参加表明書提出期限までに 広陵町の令和 5 年度及び令和 6 年度の入札参加資格を有する者であること。
- (4) 参加表明書（第 1 号様式）提出期限の日以降において、広陵町の指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 参加表明書（第 1 号様式）提出期限の日以降において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) プール施設が当該校から 20 分程度で移動できる範囲に所在すること（車両等での移動を含む。）。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

その他本業務については、別紙「広陵町立真美ヶ丘中学校水泳指導等業務委託公募型プロポーザル仕様書」及び「広陵町立真美ヶ丘中学校水泳指導等業務委託公募型プロポーザル募集要領」を参照してください。